附則第二十一条（見出しを含む。）中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に改める。

附則第二十一条の二の見出し及び同条第一項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に改め、同項第一号中「平成二十七年度　次に」を「平成三十年度　次に」に、「それぞれ」を「それぞれ次」に改め、同号イ中「平成二十八年改正前の地方税法」を削り、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に、「平成二十九年改正前の地方税法」を「平成三十年改正前の地方税法」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に改め、「平成二十八年改正前の地方税法」を削り、同項第二号中「平成二十八年度　次に」を「平成三十一年度　次に」に、「それぞれ」を「それぞれ次」に改め、同号イ中「平成二十九年改正前の地方税法」を削り、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同号ロ中「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に改め、「平成二十八年改正前の地方税法」を削り、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、「平成二十九年改正前の地方税法」を削り、同項第三号中「平成二十九年度　次に」を「平成三十二年度　次に」に、「それぞれ」を「それぞれ次」に改め、同号イ中「平成二十九年度分」を「平成三十二年度分」に改め、同号ロ中「平成二十八年改正前の地方税法」を削り、「平成二十九年度分」を「平成三十二年度分」に改め、「平成三十年改正前の地方税法」を削り、同条第二項の表附則第十八条第六項第二号イの項中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に、「平成二十七年改正前の地方税法」を「平成三十年改正前の地方税法」に、「平成三十年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表附則第十八条第六項第三号イの項中「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に改め、「平成二十八年改正前の地方税法」を削り、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表附則第十八条第六項第四号の項中「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、「平成二十九年改正前の地方税法」を削り、「平成二十九年度分」を「平成三十二年度分」に改め、同表附則第十八条の三第二項第一号ロの項中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に、「平成二十七年改正前の地方税法」を「平成三十年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条の三第三項の項中「附則第十八条第六項第二号イ」を「同条第六項第二号イ」に改め、同表附則第十八条の三第四項第一号ロの項中「平成二十六年度類似特定用途宅地等」を「平成二十九年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に、「平成二十七年改正前の地方税法」を「平成三十年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条の三第四項第二号ロの項中「平成二十七年度類似特定用途宅地等」を「平成三十年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に改め、同表附則第十八条の三第四項第三号ロの項中「平成二十八年度類似特定用途宅地等」を「平成三十一年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表附則第十九条の四第五項及び第六項の項中「附則第十八条第六項」を「第十八条第六項」に改める。

附則第二十二条第一項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に改め、同条第二項中「附則第十九条の二第二項」の下に「又は第三項」を加え、「昭和四十七年度」を「平成三十一年度」に改め、同項の表基準年度に係る賦課期日に所在する土地（以下「基準年度の土地」という。）の項中「当該土地」を「当該基準年度の土地」に改め、同表基準年度の土地で第三百四十九条第二項ただし書の規定の適用を受けることとなるものの項中「市街化区域農地と」を「基準年度の土地で通常市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する通常市街化区域農地をいう。以下この表において同じ。）であるものにあつては当該基準年度の土地と」に、「（当該土地が」を「、当該基準年度の土地で」に、「以外」を「（同項に規定する市街化区域農地をいう。以下この表において同じ。）以外」に、「土地である場合」を「もの」に、「、当該土地」を「当該基準年度の土地で、当該土地が」を「、当該基準年度の土地で」に、「（当該土地が」を「、当該基準年度の土地で